

館山市国民保護計画の概要

第1編 総則

- 第1章 目的と構成
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針
- 第3章 武力攻撃事態及び緊急処理事態の想定
- 第4章 市の地理的、社会的特徴
- 第5章 市、県の事務又は業務の大綱等

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え

- 第1 組織・体制の整備
- 第2 関係機関との連携体制の整備
- 第3 通信の確保
- 第4 情報収集・提供等の体制整備
- 第5 研修及び訓練
- 第6 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- 第7 物資及び資材の備蓄、整備
- 第8 医療救護体制の整備
- 第9 災害時要援護者の支援体制の整備
- 第10 国民保護に関する啓発

第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処

- 第1 事態認定前の対処
- 第2 市国民保護対策本部の設置等
- 第3 関係機関相互の連携
- 第4 警報の伝達等
- 第5 避難住民の誘導等
- 第6 地域特性に応じた留意事項
- 第7 救援
- 第8 安否情報の収集・提供
- 第9 武力攻撃災害への対処
 - 第9-1 武力攻撃災害への対処
 - 第9-2 応急措置等
 - 第9-3 生活関連等施設における災害への対処等
 - 第9-4 NBC攻撃による災害への対処等
- 第10 被災情報の収集及び報告
- 第11 保健衛生の確保その他の措置
- 第12 国民生活の安定に関する措置
- 第13 特殊標章等の交付及び管理等

第3編 緊急処理事態への備えと対処

第1章 総論

- 第1 基本的考え方
- 第2 事態想定ごとの被害概要
- 第3 平素からの備え

第2章 緊急処理事態への対処

- 第1 事態認定前の対処
- 第2 市緊急処理事態対策本部の設置等
- 第3 関係機関相互の連携と主な役割
- 第4 緊急処理事態への対処上の留意点

第4編 復旧等

- 第1章 応急の復旧
- 第2章 武力攻撃災害等の復旧
- 第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

第1編 総則

市は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する。

国民保護措置を実施するに当たり、基本的人権の尊重や国民の権利利益の迅速な救済等、特に留意すべき8項目を基本方針とする。

本計画では、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態の4類型及び緊急対処事態の4つの事態例を対象とする。

地理的、社会的特徴としては、房総半島の先端に位置し、多くの観光客が訪れる観光地であることや、市区域内に自衛隊施設があることなどである。

関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の連絡窓口、市及び県の事務又は業務を定める。

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え

市は、避難や救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、平時から必要な組織及び体制の整備を行うとともに、次の備えを行う。

- ・ 国、県、指定地方公共機関等関係機関との連携体制の整備
- ・ 通信の確保
- ・ 情報収集・提供等の体制整備
- ・ 研修及び訓練
- ・ 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- ・ 物資及び資材の備蓄、整備
- ・ 医療救護体制の整備
- ・ 災害時要援護者の支援体制の整備
- ・ 国民保護に関する啓発

第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処

武力攻撃事態の認定が行われる前の段階等においても、県に準じた対応として館山市国民保護等連絡室、又は、館山市国民保護等緊急対策本部を設置し、初動体制を確立する。

館山市国民保護対策本部を迅速に設置するため、設置手順、組織、機能等について定める。

国民保護措置の実施に当たっては、国、県、他市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携する。

警報等の内容の伝達及び通知を迅速かつ的確に行う。なお、災害時要援護者等への伝達については特に配慮する。

避難の指示、避難実施要領の伝達及び通知を迅速かつ的確に行う。さらに、避難実施要領に沿って、関係機関の協力の下、迅速に避難誘導を行う。なお、災害時要援護者の避難誘導に特に配慮する。

房総半島の先端に位置し、多くの観光客が訪れる観光地であることや、市区域内に自衛隊施設があることなどの地域特性に応じた避難誘導等に留意する。

避難住民等の救援については、県と市が互いに連携して、収容施設の供与、生活必需品等の供与、医療の提供等の救援活動等を実施する。

安否情報の収集及び提供、また、住民からの照会による安否情報の回答を行う。なお、個人情報保護に配慮する。

国や県等の関係機関と協力して、当市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

武力攻撃災害時に、特に必要があると認めるときは、市長の判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行う。

生活関連等施設の安全確保。危険物質に係る武力攻撃災害の発生を防止するための危険物質の管理者に対する措置命令を行う

NBC（核・生物剤・化学剤）攻撃による災害への対処に当たり、応急措置の実施など、関係機関と連携して必要な措置を行う。

電話、防災行政無線その他の通信手段により、被災情報を収集するとともに、県及び消防庁へ報告する。

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行う。

武力攻撃事態等における生活関連物質等の買占め及び売惜しみの防止のための県等関係機関が行う措置に協力する。また、水の安定的な供給を行うなど国民生活の安定に関する措置を行う。

特殊標章及び身分証明書の適切な公布及び管理を行う。

第3編 緊急処理事態への備えと対処

第1章 総論

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

緊急処理事態に係る事態想定ごとの被害概要について定める。

必要に応じた公共施設における警戒の実施、対処マニュアルを整備する。

第2章 緊急処理事態への対処

緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、県に準じた対応として館山市国民保護等連絡室、又は、館山市国民保護等緊急対策本部を設置し、初動体制を確立する。

館山市緊急処理事態対策本部の設置は館山市国民保護対策本部の設置に準じて行う。

緊急処理事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について定める。

緊急処理事態においては、警報等の伝達の対象となる範囲が決定されることや、特殊標章等について留意する。

第4編 復旧等

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のための必要な措置を行う。

武力攻撃災害の復旧については、国が示す方針にしたがって実施する。

国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等を定める。